13　条約第十一条3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　株式会社日本政策金融公庫

(iii)　独立行政法人国際協力機構

(iv)　独立行政法人日本貿易保険

(v)　日本国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b)　サウジアラビア王国については、

(i)　サウジアラビア通貨庁（ＳＡＭＡ）

(ii)　サウジアラビア開発基金

(iii)　公的投資基金

(iv)　社会保険総合機構

(v)　サウジアラビア王国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

14　条約第二十一条1の規定に関し、同条1に定める租税の免除であって、事業修習者又は研修員に与えられるものは、当該事業修習者又は研修員が滞在する当該一方の締約国において訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

15　条約第二十六条の規定に関し、一方の締約国が同条の規定に基づき受領した情報は、条約の規定の実施又は同条1の規定が適用される租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行のためにのみ使用されることが確認される。

16　条約第二十六条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

17　条約のいかなる規定も、一方の締約国が、当該一方の締約国内において生ずる所得及び収益であって、匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて他方の締約国の居住者が取得するものに対して、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することを妨げるものではない。

18　サウジアラビア王国の法令により、租税に関する内国民待遇が第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の居住者に対して与えられる場合には、当該内国民待遇は、日本国の居住者に対しても自動的に与えられる。

19　サウジアラビア王国は、その法令に関し、日本国の国民又は居住者に対し、第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の国民又は居住者よりも租税上不利な取扱いをしてはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年十一月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
前原誠司

サウジアラビア王国政府のために
アル・アッサーフ

総務大臣　片山　善博
外務大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND
THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF SAUDI ARABIA
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
AND THE PREVENTION OF TAX EVASION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME

The Government of Japan and the Government of the Kingdom of Saudi Arabia,

Desiring to conclude a Convention for the avoidance of double taxation and the prevention of tax evasion with respect to taxes on income,

Have agreed as follows:

Article 1
Persons Covered

This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

Article 2
Taxes Covered

1.　This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof, irrespective of the manner in which they are levied.

2.　There shall be regarded as taxes on income all taxes imposed on total income or on elements of income, including taxes on gains from the alienation of any property.

3.　The existing taxes to which this Convention shall apply are:

(a)　in the case of Japan:

(i)　the income tax;

(ii)　the corporation tax; and

(iii)　the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as "Japanese tax"); and